

# 令和7年度補正 農業生産基盤情報通信環境整備事業※ 拡充事項等

※農山漁村振興交付金のうち情報通信環境整備対策を廃止して新規創設

## 【事業内容にかかる変更点】

※赤字が変更点

### ○ 計画策定支援事業（事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区等／期間：原則2年以内、補助率：定額）

#### ＜一般型＞

- [支援内容] (1) 事業実施区域における情報通信技術の利用ニーズ等調査 (2) 専門家の派遣、ワークショップ  
(3) 機器の試験設置、試行調査（電波伝搬の調査） (4) 整備計画の策定 ※必須



#### ＜先進的情報通信環境整備型＞

- [支援内容] (1)～(4)に加えて、(5)衛星通信等の先進的技術を用いた情報通信施設の適応可能性の検討



#### ＜土地改良区運営基盤強化型＞

- [支援内容] (1)～(4)に加えて、(6)員外利用者との調整等にかかる情報通信施設の運用手法の検討  
(7) 情報通信分野の知見に長けた人物を育成するための研修の実施【拡充】



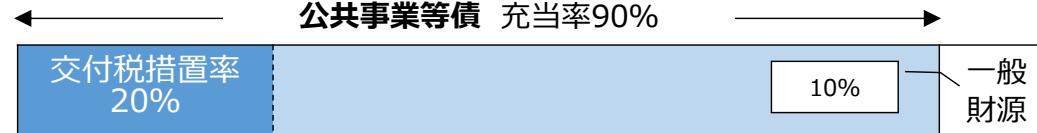
### ○ 施設整備事業（事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区等／期間：原則3年以内、補助率：1/2等）

- [支援内容] (1)光ファイバ又は無線基地局の整備 (2)附帯設備の整備 [事業要件] 事業費 200万円以上【拡充】

## 【地方財政措置※1にかかる変更点】

- ※1 地方公共団体が地方債を活用して事業を実施する際に、その元利償還金の一部について、国の地方交付税により財政負担を軽減する仕組み。
- 令和7年度補正予算より、本事業の市町村負担分に、一般補助施設整備等事業債の特例措置（地方債充当率90%、交付税措置率20%）が適用可能。
  - これにより、同事業債を活用した場合、市町村負担分のうち20%が後年度に普通交付税として交付されるため、市町村の財政負担が軽減されます。

### 1) 都道府県負担分

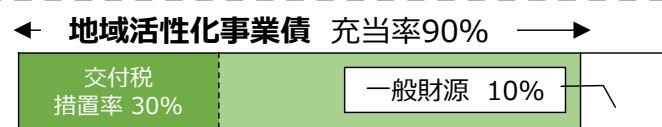


負担総額のうち、**20%**（地方債の元利償還金の22.2%）が、後年度に普通交付税として交付されます。

### 2) 市町村負担分



※対象市町村では、こちらの特例債も活用可能です。



※2 市町村合併特例事業と市町村合併推進事業で充当率、算入率が異なるため注意。